

(利用者用)

障がいのある方の緊急時の受け入れについて

阿波市では障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域生活支援拠点等事業」を進めています。その一環として、介護者に急な事態が生じた際、障がいのある方への緊急一時的な支援を実施することになりました。

「緊急時の受け入れ・対応」の対象者

- 阿波市に住所があり自宅で生活している障がいのある方等でご家族（介護者）と同居されている方。
- 介護者等の急病等により介助や見守りができず、自宅でひとりになる状況となるような突発的な事態が発生した場合に支援が見込めない方。

利用までの流れ

☆利用には阿波市社会福祉課への事前登録が必要です。

- 利用には阿波市社会福祉課への事前登録が必要です。「障がい者等緊急時受入事業事前登録申請書」を市に提出します。
- 円滑な支援につなげられるよう、利用者の基本情報は市、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の支援者で共有します。

☆ 緊急時には、申請時に登録した相談支援事業所に相談してください。

- 緊急時には、申請時に登録した相談支援事業所に相談してください。
- 緊急時の受け入れを利用する際は、「障がい者等緊急時受入事業支給申請書」を提出します。ただし、緊急を要するときは、事後に提出となっても構いません。
- 緊急時の受け入れが必要と判断した場合は、関係機関が支援方針を協議したうえで、受入れ事業所等の支援を調整します。

※障がい福祉サービス等（短期入所、日中一時支援事業等）の制度が優先されます。

【問い合わせ先】

阿波市社会福祉課 障がい福祉担当
電話：0883-36-6812
ファックス：0883-36-5158